

令和 7 年度予算編成方針

1 本市をとりまく情勢

- ・日本経済は、好調な企業収益を背景として賃金は増加基調で推移することが見込まれる。底堅い企業収益を背景として設備投資も増加する可能性が高い。また、輸入物価の上昇圧力が一巡する中で国内の物価上昇も鈍化が見込まれ、これまで足を引っ張ってきた内需に持ち直しの動きが出ることで、景気は緩やかに回復が続くと予想する。一方、人件費や物流コストの増加などによって物価上昇圧力が強い状態が続けば、消費支出が抑制される懸念があるほか、海外経済の減速、人手不足による供給制約などのマイナス材料が強まれば景気の持ち直しの勢いが弱まり、失速に至るリスクがある。
- ・小諸市における短期的な見通しの中では、個人市民税は賃金増加の影響により増加傾向にあり、固定資産税は移住や企業の設備投資により増収基調を見通すものの、法人市民税は好調な企業収益を上げている企業がある一方、物価上昇による需要の抑制やコストの増加、人手不足に加え、海外での景気後退が表面化しており、税収の増加は見込めない。また、長期的な見通しでは、人口減少や生産年齢人口の減少などから住民税では著しい減収が予想される。併せて、現状では公示地価・基準地価は下げ止まりの兆候が見られるものの、固定資産税も減収に転じていく見込みである。
- ・少子高齢化や人口減少の進行等に対応するため、小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各課題解決のための事業を展開している。直近数年間の社会動態は増加しているものの、自然動態は減少に歯止めがかかっておらず、税収の減少や社会保障関係経費の増加等により財政の硬直化が避けられない状況にある。
- ・今後は、小中学校等への新たな投資や公共施設の長寿命化等が必要となっている。この先数年間に渡って歳出の大幅な圧縮が困難な見通しとなり、限られた予算のなかでの徹底した経費の削減が必要な状況である。
- ・他方、小諸市を持続可能な地域にしていくためには、将来に向けて必要な投資もしていかなければならない。

2 予算編成に関する基本的方針

(1) 令和7年度予算編成にあたっての考え方について

現在、第12次基本計画を12月議会に提案すべく策定中であるが、この基本計画における「財政運営の基本的な考え方」に基づき運営することとし、新財政目標の範囲内で運営するものとする。

財政運営の基本的な考え方

- 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事業の見直しにより財源を確保し、優先順位の高い事業に重点的に資源配分する。
- 基金や市債に依存した財政構造の回避は最優先事項である。そこで、重要事業による影響を除いた平年ベースの事業費は、一般財源の不足を補填するための基金繰り入れをしないことを目指す。
- 新規の公共施設整備は原則として行わないとともに、公共施設の集約化、複合化、不用な施設の除却などにより施設総量の縮減を目指す。
- 小諸市の課題である「担税力の強化」に向けた施策・事業の推進など、自主財源の確保に最大限努めるとともに、不用資産は積極的に売却を進めるなど、資産の適正管理を進める。

財政目標

- ① 基金残高：20億円以上（財政調整基金）
- ② 市債残高：150億円以下（臨時財政対策債除く）
- ③ 実質公債費比率：9.0%以下

※令和9年度までの目標

(2) 令和7年度の事業費フレーム（一般会計）

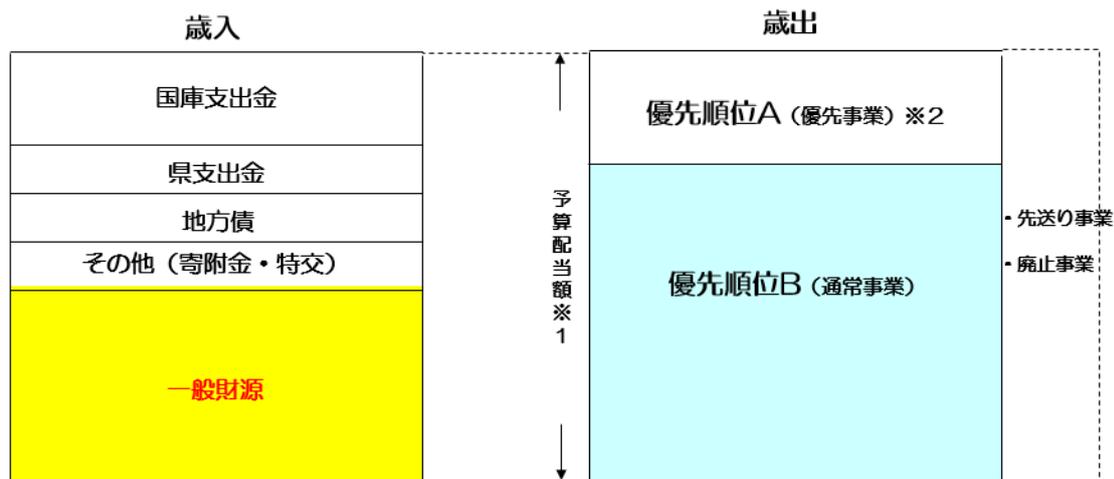
当市の「財政運営の基本的な考え方」では、「基金や市債に依存した財政構造の回避」を最優先事項としていることから、財源不足額を補てんするための基金繰入を要しない額を事業費フレーム（歳出抑制目標額）とする。

昨年度の予算編成時、「A：優先事業」は「計画で実施が決定している施設改修、一部事務組合・広域連合の負担金、契約に基づき途中で変更できない事業及

び人件費、政策会議で決定した事業」と定義していたが、今回からは「A：優先事業」は「政策会議（主にサマーレビュー）で決定した事業」（別紙1、別紙2の第12次基本計画における優先事業及び優先事業次点を参照）と定義する。

「B：新規・継続事業」の実施は、「A：優先事業」を除いた事業費フレーム残額内での要求とする。フレームを超えて要求する場合は、超過額同等の事業廃止・統廃合の計画や他事業の先送りを提案し、オータムレビューで承認を得ることで認めるものとする。

・事業費フレームの考え方



※1 枠配分総額は、実施が認められている事業の積み上げに基づき、第12次基本計画財政目標を達成できる一般財源分を配当する

※2 重点事業・施設改修は実施が認められたものは優先順位A事業とする

令和7年度事業費フレーム（一般会計）：未定

- ・原油価格・物価高騰対応事業は、原則として国の交付金、補助金の対象に限る。
- ・「負担金、補助金及び交付金と扶助費の交付に関する指針」により負担金、補助金及び交付金と扶助費について「見直し検討シート」を作成の上見直しを行う。
- ・会計年度任用職員について、徹底した業務の見直しを行い、安易に前年同様の任用はしないこと。
- ・公共施設マネジメントの推進により、老朽化した単一目的の施設の廃止、統合、複合化等による効率化を図る。

3 令和7年度実施計画策定（ローリング）の考え方

(1) ローリングの目的

現在、市では、小諸市第5次基本構想（平成28年度～令和9年度を計画期間）を運用中である。この中で、めざすべきまちの将来像を『住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸』と定めている。この基本構想を実現するための「行政の取組」をまとめた第12次基本計画については、令和6年度～令和9年度を計画期間とし、運用する予定である。

この基本計画で定められた『施策』で掲げる目標を実現するための手段として、各事業で構成する「実施計画（計画期間3年）」を策定しており、毎年、各事業の前年度評価を踏まえるとともに、次年度の「施策の重点方針と目標」及び「予算編成方針」に基づいて、実施計画の内容の見直し（ローリング）を行うこととする。

（2）実施計画ローリングの方針

実施計画のローリングにおいては、第12次基本計画の方針に沿って、事務事業の目標や目標値の設定の見直し、他の事務事業との統合も視野に入れながら、以下の内容に配慮し実施することとする。

- a. 「取捨選択」の観点を強化することにより、施策ごとに、優先順位の高い事業への重点的な行政資源の配分を検討する。
- b. 行政の担うべき役割を常に意識し、第12次基本計画その他資料内に示す「戦略的で効率的な行政経営の推進に関する実行計画」を基に、市民協働や民間委託の推進等による業務のアウトソーシングを進め、事業等の削減による「行政の効率化」を図る。
- c. すべての事務事業について緊急性、継続性、効率性などの観点から見直しを実施する。設定されている目標や目標値を達成できていない、または、できなくなる見込みが明らかな事業については、目標量自体の下方修正も含めて検討する。特に、計画と実績の乖離を検証し、事業の存廃を含め抜本の見直しを行うこととする。一方、令和6年度までに目標量を達成する事業については、事業の縮小や廃止を含め、今後の方向性を検討する。
- d. 事業の実施に当たっては、自主財源の確保を強く意識する。
- e. 公共施設の整備については、「総量縮減」、「新規施設整備は原則凍結」、「有効活用」を基本方針とする。新規公共施設の用地取得・施設整備及び既存施設の大規模な修繕・改修は、特殊な事情のある場合を除いて、原則として凍結する。
- f. 公共施設の維持管理経費の積算にあたっては、利用頻度等を踏まえて、施設の機能を他の施設へ統合できないかなど、施設の多目的化・複合化の検討を行う。また、多額な修繕費・改修費の積算にあたっては、施設の中長期的な利用方針について検討し、優先度が低い施設で利用の安全性が保たれない施設は、利用の中止・廃止も検討することとする。

（3）実施計画の計画期間

令和7年度から令和9年度までの3か年とする。